

○国土交通省告示第千三百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年十一月七日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕（茨城県稲敷市月出里字北根下地内から同市沼田字しいが前地内までの間）

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県稲敷市月出里字北根下、字北根、字坂ノ台、字後田、字神社下、字大清水、字後田向、字新堀、字中山田添、字中山、字砂ソコ、字砂ソコ台及び字新畑、蒲ヶ山字後原、字水砂及び字原山、犬塚字狐バサマ、字地頭及び字荒野並びに沼田字出し山、字五畝割、字次郎田、字三谷、字二重堀、字外堀、字蒲山尻、字釜山尻、字大峯尻、字滝止根、字芝山、字水砂久保、字三ツ塚、字水砂、字赤羽根、字庚申塚、字小山、字芝山原、字自穢ヶ前、字原久保及び字しいが前地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県つくば市大字樋の沢字樋の沢地内のつくば牛久インターチェンジから稲敷市沼田字しいが前地内の江戸崎インターチェンジ（仮称）までの延長18.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣と東日本高速道路株式会社（以下「東日本会社」という。）

による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項第2号に規定する高速道路の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき、東日本会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本件事業について平成18年3月31日付けで東日本会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることから、起業者である国土交通大臣及び東日本会社は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道468号首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）は、東京都心から半径約40kmから60km間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市及び木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる9本の高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中による交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状で結ばれる都市相互の機能分担と連携・交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による都市圏全体の調和のとれた発展などを目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

本件区間に対応する一般国道125号（以下「現道」という。）は、茨城県南部地域における東西方向の幹線道路であり、地域住民の通勤、通学、店舗利用等の日常生活の利用はもとより、つくば市、土浦市をはじめその周辺地域における工業団地等の物流にも広く利用されていることから、地域内交通と通過交通がふくそうし、自動車交通量が多く、また、既成市街地を通過する区間においては平面交差箇所が多いこともあいまって、各所で慢性的な交通混雑を引き起こすなど、円滑な交通が阻害されている状況にある。

平成11年度の道路交通センサスによると、現道の交通量は、茨城県稲敷郡阿見町阿見地内で24,090台/日、混雑度1.55、同町中央地内においては24,935台/日、混雑度1.33となっている。

本件事業の完成により、本件圏央道が高速自動車国道である常磐自動車道と連絡するほか、つくば市、土浦市等の業務核都市と沿線工業団地、成田国際空港等との相互のアクセスが向上することから、地域間の交流の拡大及び連携の強化が図られるとともに、茨城県南部地域における東西方向の幹線道路として機能し、現道が担っている幹線交通を本件圏央道が分担することにより、現道をはじめとした周辺の道路網が抱える交通混雑の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与するものと認め

られる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、都市計画手続において、都市計画決定権者である茨城県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）に基づき、平成3年7月に環境影響評価を実施したところ、騒音については、一部環境基準を上回るものの、遮音壁を設置するなど適切な環境保全のための措置を講ずることにより、環境基準等を満足するものと評価されている。また、本件事業認定の申請にあたり、起業者は、計画交通量（平成42年）の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、上記の環境影響評価の項目のうち、交通量の変化が環境影響評価結果に影響を及ぼすおそれのある大気汚染及び騒音について環境影響照査を実施したところ、上記の環境影響評価結果と同様、騒音については一部環境基準を上回るものの、遮音壁を設置するなどの適切な環境保全対策を講ずることにより、いずれも環境基準等を満足するものと評価されており、起業者は、以上の環境影響評価結果等を踏まえ、遮音壁の設置を行うこととしている。さらに、起業者は、本件事業の実施にあたって、環境影響評価などの結果に基づき、必要に応じて専門家の意見を聞きながら必要なモニタリング調査等を実施し、地域の環境保全の措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## **(2) 失われる利益**

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。なお、同調査によると、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンランの生育の可能性が確認されたが、起業者は、工事施行前に確認調査を行い、工事による改変箇所にて生育が確認された場合には、移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

また、本件事業地内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在するが、起業者は、茨城県教育委員会等との協議により記録保存の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、本件圏央道が常磐自動車道と連絡することなどによる地域間の交流の拡大及び連携の強化並びに現道等の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成6年4月21日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は、車線数等を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は、4車線の事業として都市計画決定されているところ、本件事業は、2車線の事業として施行するものであるため、本件区間におけるルートについては、都市計画決定された区域内において、上り側ルート案及び下り側ルート案（以下「申請案」という。）の2案について検討が行われている。申請案と上り側ルート案を比較すると、取得必要面積が少ないこと、事業に要する期間が短いこと、事業費が廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図るとともに、地域間の交流の拡大及び連携の強化を早期に発現させる必要があると認められる。

また、稲敷市長を会長とする首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### **5 結論**

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。